



議案第八十二号

吉田地区農業用道路舗装事業の経費の賦課基準並びにその徴収の
時期及び方法について

次のとおり吉田地区農業用道路舗装事業の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び
方法について、三朝町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和四十七年三
朝町条例第十六号）第二条第二項の規定により、本議会の承認を求める。

昭和五十一年六月二十六日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五十年六月廿六日

原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



記

- 一 事業の名称 単県農業用道路舗装事業
- 二 施行場所 東伯郡三朝町大字吉田地内
- 三 経費の賦課基準 事業費の六十パーセントを受益者に面積割で賦課するものとする。
- 四 徴収の時期 昭和五十一年十二月一日から昭和五十二年三月三十一日まで
- 五 徴収の方法 金銭とし、三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）の例による。